



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる指定介護機関の事業の廃止の届出（福祉政策課）…………… 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課）…………… 1
- 公有水面埋立ての免許（漁港漁場課）…………… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課）…………… 3
- 土砂災害警戒区域の指定（海岸防災課）…………… 3

公 告

- 情報公開制度の運用状況の公表（総務私学課）…………… 5
- 個人情報保護制度の運用状況の公表（総務私学課）…………… 6
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（消費・暮らし安全課）…………… 8
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了・3件（建築指導課）…………… 9

告 示

沖縄県告示第642号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスセンター松竹園	豊見城市字我那覇295番地2	平成27年10月31日

2 居宅介護支援

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
居宅介護支援センター松竹園	豊見城市字我那覇295番地2	平成27年11月30日

3 介護予防通所介護

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	廃止年月日
デイサービスセンター松竹園	豊見城市字我那覇295番地2	平成27年10月31日

沖縄県告示第643号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除予定保安林の所在場所 うるま市勝連平安名阿喜溝3505番・3510番2・3626番（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 地すべり防止施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第644号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成27年12月3日 沖縄県指令農第4043号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - (2) 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 翁長雄志
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 うるま市勝連平敷屋4183番10及び4217番3の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点のうち①の地点から⑭の地点までを順次に結んだうるま市勝連平敷屋4183番10の境界線と、④の地点から⑪の地点までを順次に結んだ平成27年の春分の満潮位（D.L.+2.24メートル）における公有水面と、⑪の地点から①の地点までを順次に結んだうるま市勝連平敷屋4217番3の境界線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から55度09分59秒557.61メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から74度23分34秒120.92メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から73度46分39秒6.22メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から66度55分38秒19.79メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から347度46分15秒0.48メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から335度40分19秒14.15メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から331度42分18秒33.66メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から254度23分21秒55.09メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から248度41分50秒10.05メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から254度23分24秒82.00メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から126度26分43秒0.76メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から134度23分29秒1.53メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から142度22分52秒1.53メートルの地点
 - ⑭の地点 ⑬の地点から151度16分23秒1.53メートルの地点
 - ウ 面積 7229.91平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 うるま市勝連平敷屋4183番10、4217番3及び4183番7の地内並びに同市勝連平敷屋4183番10及び4217番3の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑩の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - ④の地点 四等三角点赤3浜屋（北緯26度18分29秒4503、東経127度54分59秒1898）から46度08分37秒535.81メートルの地点
 - ⑥の地点 ④の地点から165度00分01秒90.13メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑥の地点から75度00分00秒222.22メートルの地点

㊦の地点 ㊧の地点から345度00分00秒95.28メートルの地点

ウ 面積 20,600.46平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地、道路用地及び雨水排水路

沖縄県告示第645号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 金武町
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年11月25日から平成28年2月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第646号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩屋302-A09-01	大宜味村字塩屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
塩屋302-A09-02	大宜味村字塩屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
塩屋302-A09-06	大宜味村字塩屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
塩屋302-A09-10	大宜味村字塩屋の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
屋古302-A09-03	大宜味村字屋古の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
屋古302-A09-07	大宜味村字屋古の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
根路銘302-A09-04	大宜味村字根路銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
根路銘302-B09-09	大宜味村字根路銘の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
大宜味302-A09-05	大宜味村字大宜味の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流

上原302-A09-08	大宜味村字上原の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
饒波302-A10-01	大宜味村字饒波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
饒波302-B10-16	大宜味村字饒波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
押川302-A10-02	大宜味村字押川の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
喜如嘉302-A10-03	大宜味村字喜如嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
喜如嘉302-A10-04	大宜味村字喜如嘉の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
大兼久302-A10-13	大宜味村字大兼久の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
謝名城302-A10-05	大宜味村字謝名城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
謝名城302-A10-14	大宜味村字謝名城の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
津波302-A14-07	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
津波302-A14-09	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
津波302-A14-11	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
津波302-A14-19	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
津波302-A14-20	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
津波302-A14-31	大宜味村字津波の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流
田港302-A14-08	大宜味村字田港の区域のうち、次の図に示す区域（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県北部土木事務所及び大宜味村役場において縦覧に供する。）	土石流

公 告

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第37条第2項の規定により、平成26年度における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 公文書の開示請求の受付状況

（単位：件）

区分	開示請求件数
行政情報センター	2,810
宮古行政情報コーナー	0
八重山行政情報コーナー	0
警察情報センター	20
その他窓口（出先機関）	550
合計	3,380

2 実施機関別開示請求の受理状況

（単位：件）

実施機関		開示請求件数
知事	知事公室	16
	総務部	17
	企画部	15
	環境部	72
	子ども生活福祉部	27
	保健医療部	339
	農林水産部	618
	商工労働部	20
	文化観光スポーツ部	8
	土木建築部	1,823
	出納事務局	0
	小計	2,955
議会		12
教育委員会		120
公安委員会		1
警察本部		19
選挙管理委員会		9
監査委員		0
人事委員会		0
労働委員会		0

収用委員会	2
海区漁業調整委員会	0
内水面漁場管理委員会	0
公営企業の管理者	226
病院事業の管理者	36
合計	3,380

3 公文書の開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	2,828
	部分開示	413
	不開示	145
不存在		15
存否応答拒否		3
取下げ		43
合計		3,447

注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

4 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	処理状況								未処理
		諮問	情報公開審査会						却下	
			審議中	取下げ	答申	答申の内容				
						認容	一部認容	棄却		
20(3)	6	11(3)	4	2	5(3)	2(2)	2(1)	1(0)	0	3

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第64条第2項の規定により、平成26年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 個人情報の開示請求等の受付状況

(単位：件)

区分	行政情報センター	宮古行政情報コーナー	八重山行政情報コーナー	警察情報センター	その他窓口（出先機関）	計
開示請求	1,881	0	0	69	393	2,343
文書による開示請求	42	0	0	69	8	119
口頭による開示請求	1,839	0	0	0	385	2,224
訂正請求	0	0	0	0	0	0
利用停止請求	0	0	0	0	0	0

合計	1,881	0	0	69	393	2,343
----	-------	---	---	----	-----	-------

注 本庁各担当課における「口頭による開示請求」は、行政情報センターに計上した。

2 実施機関別の開示請求等の受付状況

(単位：件)

実施機関		開示請求		訂正請求	利用停止請求	計
		文書による 開示の請求	口頭による 開示の請求			
知事	知事公室	0	0	0	0	0
	総務部	6	0	0	0	6
	企画部	0	0	0	0	0
	環境部	0	2	0	0	2
	子ども生活福祉部	12	0	0	0	12
	保健医療部	2	60	0	0	62
	農林水産部	0	10	0	0	10
	商工労働部	0	2	0	0	2
	文化観光スポーツ部	2	46	0	0	48
	土木建築部	2	0	0	0	2
	出納事務局	0	0	0	0	0
	小計	24	120	0	0	144
教育委員会		2	304	0	0	306
公安委員会		0	0	0	0	0
警察本部		69	0	0	0	69
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
人事委員会		15	1,800	0	0	1,815
労働委員会		0	0	0	0	0
収用委員会		0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0
公営企業の管理者		0	0	0	0	0
病院事業の管理者		9	0	0	0	9
合計		119	2,224	0	0	2,343

3 文書による開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	31
	部分開示	74
	不開示	7

不存在	17
取下げ	1
検討中	0
合計	130

注 文書による開示請求の受付件数と本表の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

4 訂正請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	訂正決定	0
	部分訂正決定	0
	不訂正決定	0
取下げ		0
検討中		0
合計		0

5 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	処理状況							未処理
		諮問	個人情報保護審査会				却下		
			審議中	答申済	答申の内容				
					認容	一部認容		棄却	
3(1)	0(0)	5(0)	1	2(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	0

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

諮問5件のうち2件については、特定個人情報保護評価書に係る第三者点検に関するものである。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・暮らし安全課において、平成28年2月6日まで縦覧に供する。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 申請のあった年月日 平成27年12月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人まなびばおきなわ
- 3 代表者の氏名 牛木克彦
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宜野湾市嘉数一丁目22番9号N o. 010
- 5 定款に記載された目的 この法人は、学業の機会を失った在宅学習者及び保護者に対して、学習支援、生活習慣改善、居場所づくり、情報提供に関する事業を行い、沖縄県内の教育環境の向上に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 3・2・10号豊見城中央線沿線
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、糸満市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 糸満南小学校跡地地区
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、糸満市から送付のあった那覇広域都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 米須地区農業集落排水処理施設
- 2 縦覧場所 沖繩県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年12月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年10月6日 沖繩県指令土第1084号、平成27年1月27日 沖繩県指令土第51号（変更）、平成27年11月5日 沖繩県指令土第882号（変更）、平成27年11月24日 沖繩県指令土第904号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字添石添石門口原185番ほか21筆（1-1工区）
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 種類 水路及び里道
 - (2) 位置及び区域 次の図のとおり
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖繩県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖繩市桃原一丁目22番1号 宗教法人遍照寺 代表役員 伊佐学
- 5 検査済証番号 平成27年12月2日 第4257号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年12月18日

沖繩県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年3月19日 沖繩県指令土第437号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字徳佐田35番7、35番8、35番9及び35番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字徳佐田10番地の3 佐久田朝吉
- 5 検査済証番号 平成27年12月3日 第4258号
- 6 工事完了年月日 平成27年11月20日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年12月18日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年10月8日 沖縄県指令土第1146号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字徳佐田28番、28番2及び29番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長491番地の15サザンウインドSAKATA3-A号 高良直子、西原町字幸地146番地の1 県営坂田高層住宅706号 鳥谷貴子
- 5 検査済証番号 平成27年12月8日 第4259号
- 6 工事完了年月日 平成27年7月10日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--